

「南会津『稼ぐ』観光実証事業」委託業務仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、発注者「福島県南会津地方振興局」が受注者「_____」に委託する「南会津『稼ぐ』観光実証事業」（以下、「本事業」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めることとする。

2 委託業務の名称

南会津「稼ぐ」観光実証事業

3 本事業の目的

南会津地域（南会津郡4町村。以下、「当地域」という。）における観光客入込は、近年減少傾向にあり、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数を回復させていくことが困難であることから、観光客一人当たりの消費額の増加を目指していく取組が必要である。

このため、南会津ならではの地域資源を活用し、観光消費を拡大させ、当地域全体に利益を循環させることができる旅行商品の造成に向けた実証ツアーを実施し、課題の分析を行うもの。

4 契約期間

委託契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

5 業務の内容

（1）実証ツアーの企画

ア 南会津の地域資源を活用し、当地域内での観光消費拡大を図る実証のためのモニターツアーを企画すること。

イ 当地域の森林資源や温泉、地元食材を使用した郷土料理等を活用し、「健康」「癒し」「美容」等をテーマとしたツアーとすること。

（2）実証ツアーのプロモーション

設定したツアーテーマへの興味・関心が高いと考えられる層へ直接的にアプローチするプロモーションを実施すること。

（3）実証ツアーの実施

ア モニター参加者の募集を行うこと。

イ 実証ツアーを夏期（8月～9月）に1回以上、秋期（10月～11月）に1回以上の計2回以上実施すること。

ウ ツアー実施に係る宿泊、食事、体験等一切の手記、調整、運営を行い、本事業に関するトラブルの対応及び苦情等の対応を行うこと。

エ 参加者の安全確保に努めるなど、善良な管理者としての注意義務を果たすこと。

オ 新型コロナウイルス感染症防止対策を講じること。

(4) 実証ツアーの検証

ア 参加モニターに対してアンケートを実施し、集計を行うこと。

イ モニターへのアンケート結果や本ツアーの実施結果等を取りまとめ、課題を分析し、次年度以降の商品化に向け、ツアー内容や料金設定、ターゲット、参加者募集の方法等について提案を行うこと。

(5) その他

本事業実施の目的達成のために効果的な取組があれば、提案すること。

6 実証ツアーの企画要領

(1) 参加対象者等

ア 企画するツアー内容に適した参加対象者を設定すること。なお、県が想定するメインターゲットは関東圏在住者であるが、具体的な参加対象者は、受注者の提案に基づき、発注者と受注者による協議の上、決定する。

イ モニター参加者は、以下の条件を満たす方とする。

- ・ 本ツアーに関するアンケートにお答えいただける方
- ・ 福島県やマスコミ等により撮影されたモニターツアーの動画、写真、記事等について、外部への報告資料、ウェブサイト、テレビ、新聞、雑誌等への掲載を御了承いただける方

ウ 企画するツアー内容に適した集客目標を設定すること。なお、県が想定する集客目標は1回のツアーにつき10～15人程度であるが、具体的には受注者の提案に基づき、発注者と受注者による協議の上、決定する。

エ モニター参加者からは、参加料を徴収すること。ツアーの内容に応じて適切な参加料を設定することとし、具体的には、受注者の提案に基づき、発注者と受注者の協議の上決定する。なお、参加料はあらかじめ充当先の費用を決め、受注者の利益とならないようにすること。

オ ツアー参加者募集の際は、福島県南会津地方振興局主催のモニターツアーであることを明記し、アンケート等への協力が必要であることを示すこと。

(2) 実証ツアーの内容等

ア 当地域を「来て、泊まって、体験する付加価値のある旅行先」とするための実証ツアーを企画すること。宿泊のほか、買い物や飲食、体験等により当地域内での参加者の消費行動を促進できる内容とし、できるだけ多くの事業者に利益を還元できることが望ましい。

イ ツアーは1回につき1泊2日又は2泊3日の行程で実施すること。実施回数は2回以上としており、この場合、同じコンテンツであっても、季節を変える、場所を変える、参加対象を変える、体験の難易度を変える等により異

なるツアーとすることも可能とするが、全く同一内容のツアーを2回実施することは認めない。

ウ 訪問先と調整し、受注者において確実に送客できる旅行内容とすること。

7 委託対象経費

委託料に含まれる経費は以下のとおりとする。

- (1) 受託事業運営スタッフ賃金
- (2) ツアー訪問・体験先との調整に係る経費
- (3) ツアーのプロモーションに係る経費
- (4) ツアー同行スタッフの交通費、宿泊費及び食費
- (5) 体験講師及びガイド等への謝金及び旅費
- (6) 参加者への配布資料の作成経費（ツアー用の訪問・体験先紹介資料等）
- (7) 分析や報告書作成等に係る経費
- (8) 新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費
- (9) 事業管理費
- (10) 消費税及び地方消費税相当額
- (11) その他事業目的を達成するために有効と考えられる取り組みに係る経費

8 提出書類及び成果品

- (1) 事業開始直後
 - ア 委託業務着手届（様式第6号）
 - イ 協議後の仕様書に基づく事業実施概要及び業務工程表（任意様式）
 - ウ 責任者・担当者一覧（任意様式）
- (2) 事業完了後
 - ア 委託業務完了報告書（様式第7号）
 - イ 収支報告書（任意様式）
 - ウ 事業実施報告書（任意様式）
 - エ 課題等分析報告書（任意様式）
 - オ モニターツアー参加者一覧及び参加者アンケート集計結果（任意様式）
 - カ モニターツアー記録写真等の電子データ
 - キ その他業務に係る制作物一式

9 その他

(1) 個人情報の取り扱い

本仕様書に基づく事業を実施するに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 機密の保持

受注者は、本事業（事業の一部を再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（３）第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、発注者は紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

（４）再委託の制限

受注者は、本事業の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。

（５）疑義に関する協議等

本仕様書に記載がない事項については、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合には、その都度、発注者と協議するものとする。その他、本仕様書に記載がない細部については、担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

（６）新型コロナウイルス感染症拡大の場合の留意事項

新型コロナウイルス感染症の拡大等により、事業の実施が困難な場合には、随時、発注者と協議の上、事業内容の変更に対応すること。

（７）その他

ア 参加者宿泊費等について、国や県等の交付金、補助金、助成金との併給はできないものとする。

イ 事故等に備え、傷害保険に加入すること。